卒業の認定に関する方針

１．本学校に 3 年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定します。

２．学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与します。

３．学校長は、本学校看護専門課程看護学科を修了した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与します。

４．本学校看護専門課程看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられます。

卒業の認定に関する方針については、Guidance に明記し、入学時、随時説明を行っています。